

事務連絡
平成 29 年 10 月 12 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

情報連携本格運用時の国民健康保険資格取得・喪失の事務について

国民健康保険制度の円滑な実施に当たっては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、平成 29 年 7 月 18 日より、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づき、マイナンバーを利用した情報連携業務を試行的に実施いただいているところです。

今般、この試行運用期間中、国民健康保険（以下「国保」という。）の資格取得・喪失の事務について課題が把握されたことから、下記のとおり、情報連携を活用した標準的な事務運用等を示しますので、管内の市町村における標記の事務の運用に当たっての参考としていただくとともに、円滑に実施されるよう、状況の把握や助言等の支援をお願いいたします。

記

1 本通知の対象となる事務手続

管理番号	事務手続名
30-4	国民健康保険法第 6 条各号に該当しなくなったことによる被保険者の資格取得に係る届出の確認（以下「国保の資格取得手続」という。）
30-33	国民健康保険法 6 条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の確認（以下「国保の資格喪失手続」という。）

2 試行運用期間中に把握された課題

（1）情報提供の対象者に係る副本未登録

被用者保険者（健康保険組合（以下「健保組合」という。）、全国健康保険協会及び国民健康保険組合をいう。以下同じ。）において、情報提供の対象となる加入者に係る副本登録が遅れていること等により、他の行政機関等から照会があった際に、必要な情報を提供できない場合がある。

- (2) 副本の情報を最新のものに更新する前に情報照会が行われ、最新の情報が提供できないもの

国保の資格取得・喪失手続では、市町村において、被用者保険の資格情報を確認しているところであるが、被用者保険者側での事務手続と副本登録作業が完了する前に、利用者が市町村の窓口で国保の資格届出を行うケースが多いため、届出を受けた市町村が被用者保険の資格情報を照会した際に、被用者保険者側の最新の資格情報が提供できない場合がある。

《参考》

例えば、健保組合の資格を喪失した者が、国保の資格取得の届出をする場合、市町村の窓口から情報提供ネットワークシステムを通じて被用者保険の資格喪失の情報が確認可能となるのは、事業主から健保組合への資格喪失届の提出が退職後5日以内、健保組合の副本登録が2日以内とされているため、被用者保険の資格喪失日の7日後(標準的な日数)からとなる。

※その他の保険者も含めた情報連携の標準的な日数は、別紙1のとおり。

3 今後の事務運用方針

- (1) 2(1)への対応について

近日中に、別途お知らせする。

- (2) 2(2)への対応について

①国保の資格取得手続について

ア) 原則として、申請者に対して、被用者保険者又は事業主が発行した資格喪失証明書等の添付を求める(※1)。

イ) 資格喪失証明書等の添付が困難な事情がある場合には、資格取得届に本人の被用者保険の資格喪失状況を記載させることをもって(※2)、ひとまず保険証を交付し、後日(※3)、情報提供ネットワークシステムで確認する。

ウ) イ)の確認時にエラーとなった場合は、本人から資格喪失の申告のあった被用者保険者への問い合わせ等により事実を確認する。

※1 被用者保険者又は事業主が発行した資格喪失証明書等が添付されたときは、情報提供ネットワークシステムでの確認は不要である。

※2 被用者保険の資格喪失状況に係る記載事項としては、資格喪失した保険者名、資格喪失年月日、被保険者の勤務先名及び添付書類の提出が困難である理由等とする。

なお、これらの記載については、資格取得届の様式変更等に限らず、別紙に記載を求めることも可能である。

※3 2(2)の別紙1の標準的な日程表を参照。

②国保の資格喪失手続について

ア) 被用者保険の被保険者証等の添付書類の提出に代えて、資格喪失届に本人の被用者保険の資格取得状況の記載を求め(※4)、後日(※5)、情報提供ネットワークシステムで確認する。

イ) 後日、情報提供ネットワークシステムで確認したときにエラーとなった場合は、本人から資格取得の申告のあった被用者保険者への問い合わせ等により事実を確認する。

※4 被用者保険の資格取得状況に係る記載事項としては、資格取得した保険者名、資格取得年月日及び被保険者の勤務先名等とする。

なお、これらの記載については、資格喪失届に記載できない場合には、別紙に記載を求めるとも可能である。

※5 2(2)の別紙1の標準的な日程表を参照。

(3) 当該事務運用に係る留意事項

(2)①及び②の事務手続に当たっては、後日の情報提供ネットワークシステムによる確認の結果、被用者保険者等の資格喪失日(又は資格取得日)が誤っていた場合には、その期間における給付費の返還請求や保険料の追加徴収(還付)が発生する場合もある。

そのため、被用者保険者等の資格喪失日(又は資格取得日)に係る本人の申告内容に誤りがないよう、本人に対し入念に確認することとし、必要な場合には、保険者(状況に応じて事業主)への確認等も行うこと。

(以上)